

第6章 環境を守り育てるための共通的・基盤的な施策の推進

第1節 環境と調和のとれた土地利用の推進

1. 現況と課題

22年10月現在の本県の土地利用の現況は、森林が31.2%、農用地25.1%、宅地15.7%となっており、全国と比較すると、農用地の割合が2倍、宅地の割合が3倍と高い反面、森林の割合は2分の1以下と少なくなっています。

宅地等の都市的土地利用の多くは、高度成長期以降の沿岸の埋立や、森林、農用地等の自然的土地利用からの転換によるものですが、本県の土地利用は、首都圏の他の都県と比較すると自然的土地利用の割合が大きくなっています。多種多様な動植物を育む自然環境や美しい景観も多く残されています。

高度成長期やバブル景気時に比べると、近年は、森林・農用地から宅地等への土地利用の転換は減少してきており、人口増加から人口減少への時代転換を踏まえると、今後もこの傾向は続いていると思われます。

しかしながら、経済のグローバル化、産業構造の変化や高齢化の進展といった経済社会状況の変化に伴い、耕作放棄地の拡大や荒廃した森林の増加、中心市街地の空洞化等、有効な利活用がされていない土地が増加しています。

また、開発等により生じた自然環境の減少・劣化、産業廃棄物の不法投棄、建設発生土の不

適正な埋立て、山砂採取跡地における自然環境・景観の悪化等、環境保全上、解決しなければならない課題も数多く生じています。

県土は、限られた資源であり、本県の持つ豊かな環境や美しい景観を将来にわたって県民が享受できるようにしていくかなければなりません。このためには、健全な自然の物質循環を維持するとともに、地球温暖化の要因となる二酸化炭素の吸収、生物多様性の保全、良好な景観の保全など多面的な機能を有する自然との共生を図るために、農用地・森林等の保全・再生に取り組み、集約型都市構造への転換を図ること、地域が個性や特色を活かしながら、発展を続けていくことのできる持続可能な県土の利用を進めていくことが必要です。

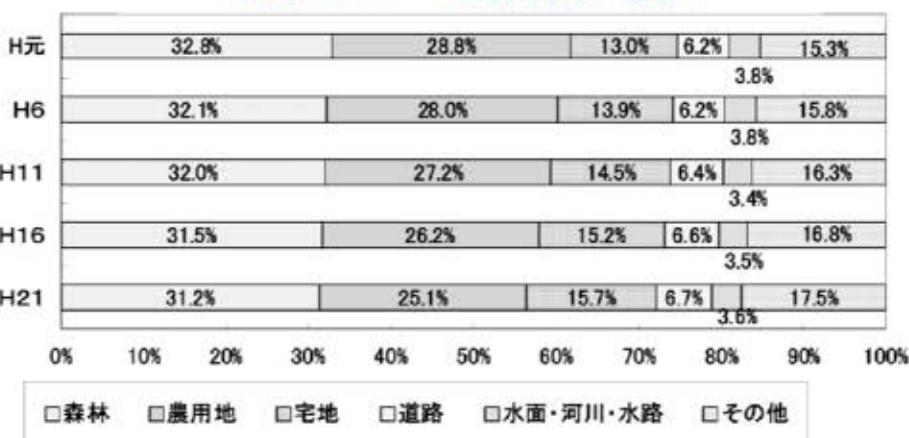
2. 県の施策展開

千葉県では、県における総合的・計画的な土地利用を確保するため、国土利用計画法に基づき、20年7月に「千葉県国土利用計画（第4次）～県土のグランドデザイン～」を策定し、府内横断的に取り組んでいます。

この計画のひとつの特色として、県土の約6割を占め、地球温暖化の防止、生物多様性の保全、良好な景観づくりなどに大きな役割を果たす森林・里山・農地を保全し、有効利用を進めるとともに、都市の緑の保全・創出に重点を置いたことがあげられます。

なお、農用地、森林等の保全など、具体的な取組については、第2章、第3章を参照願います。

図表 6-1-1 土地利用状況と推移



<参考>

全国 (H21年)

森 林	66.3%
農用地	12.2%
宅 地	4.6%
道 路	3.6%
水面・河川 ・水路	3.5%
その他	9.8%

第2節 環境影響評価制度等の充実

1. 現況と課題

環境影響評価（環境アセスメント）制度は、一定規模以上の開発事業を行う事業者が、事業の実施に先立って、事業予定地やその周辺地域の環境の現況について十分に調査し、事業の実施に伴う環境への影響を適切に予測・評価するとともに、その過程と結果を広く公表して県民や行政機関などの意見を聴き、これらの意見を踏まえた環境保全措置を検討するなどして、大規模な開発事業の実施による環境への影響をできるだけ回避、低減するようにしていくための重要な仕組みです。

県では、昭和55年12月に「千葉県環境影響評価の実施に関する指導要綱」を制定して環境影響評価に関する手続を定め、開発事業の実施により環境に影響を及ぼすと認められる地域内の県民等の意見を踏まえた事業者指導を行い、環境悪化の未然防止と自然環境の保全に努めてきました。

その後、9年6月に「環境影響評価法」が制定され、法律に基づく統一的な環境影響評価の手続が確立したことを踏まえ、県においても指導要綱を見直して「千葉県環境影響評価条例」を10年6月に制定し、法と合わせ、11年6月に施行しました。

さらに、一定規模以上の宅地開発や東京湾臨海部・内陸部の工業団地への事業場の立地については、環境影響評価制度の対象とならないものも、環境保全に関する事前審査を行い、地域の環境保全に努めています。

また、現行の環境影響評価制度は、事業の枠組みが決定した後の実施段階で行われる手続となっているため、計画内容の見直しが弾力的に行われづらいという課題があり、より柔軟な環境配慮を行うために、事業の実施段階に先立つ計画策定期階で環境影響評価を行う仕組みが必要とされています。

(1) 環境影響評価法の概要

現在、環境影響評価制度は、環境影響評価法と千葉県環境影響評価条例の2本立てで運用されています。このうち、法は、規模が大きく環境に著しい影響を及ぼす可能性のある事業を対象として環境影響評価手続を定めています。

環境影響評価法に基づき実施される手続の概要は以下のとおりです。

ア 第二種事業についての判定(*スクリーニング)

必ず環境影響評価を行う「第一種事業」よりも一定の範囲で規模が小さい「第二種事業」を行おうとする事業者は、環境影響評価手続を行う必要があるかどうかの判定を受けます。

イ 環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）の手続(*スコーピング)

事業者は、環境影響評価（調査・予測・評価）の項目や方法を記載した方法書を縦覧します。方法書についての関係市町村長意見及び住民等の意見、学識経験者等で構成される環境影響評価委員会の答申を踏まえ、知事は事業者に対して意見を述べます。

ウ 環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）の手続

事業者は、方法書の手続を経て、選定した項目や手法により実施した環境影響評価の結果を記載した準備書を縦覧し、方法書と同様、知事は事業者に対して意見を述べます。

エ 環境影響評価書（以下「評価書」という。）の手続

準備書に対する意見を踏まえ内容を修正した評価書に対して、許認可等権者は、環境大臣の意見を踏まえた意見を事業者に述べ、事業者は、評価書の補正を行った上で縦覧します。

(2) 千葉県環境影響評価条例の概要

千葉県環境影響評価条例は、条例の対象となる事業について行うべき環境影響評価手続と、法の対象となる事業について法に基づき環境影響評価手続が実施される場合における本県独自

の付加手続を定めています。

千葉県環境影響評価条例に基づき実施される手続の流れは、環境影響評価法の手続とほぼ同様ですが、事業計画概要書に関する手續が行われる点、方法書等の公告・縦覧を事業者に代わって知事が行う点や、評価書に対して意見を述べるのが免許等を行う者ではなく知事である点などが法の手續と異なっています。

また、条例により法の手續に付加される手續として、スクリーニングにおける届出書面の縦覧、準備書への意見に対する事業者見解を記載した書面（見解書）の縦覧、環境影響評価委員会への諮問、公聴会の開催、事後調査報告書の提出などの規定が設けられています。

なお、対象事業の種類・規模や、環境影響評価を実施するための技術的指針について定めた規則や環境影響評価技術細目等を制定し、条例と併せて運用しています。

（3）その他開発行為に伴う事前審査について

県内で 10ha 以上の宅地開発及び工業団地の造成等を行おうとする者は、「都市計画法」「宅地開発事業の基準に関する条例」などに基づく許可等の申請を行う前に「千葉県宅地開発事業指導要綱」などに基づき関係部局へ協議することになっています。

このため事業者は、土地利用を含めた事業計画を始め、開発行為が地域の環境に及ぼす影響及び環境保全対策などについて記載した環境保全計画書を作成し、環境全般に関する審査・指導を受けることとなります。

なお、環境保全対策の充実が必要と認められる事業については、計画の変更を含めた必要な措置を講ずるよう指導し、環境の保全に努めています。

2 県の施策展開

（1）法及び条例に基づく環境影響評価実施状況

22 年度における、環境影響評価法及び千葉県環境影響評価条例に基づき環境影響評価手續が行われた事業は以下の 3 件となっています。そ

れぞれの事業に対する知事意見はホームページに掲載しています。

また、事業を実施している事業者から事後調査報告書が適宜提出されました。

A. 法対象事業（対象事業の種類・規模・手続状況）

- J F E 千葉西発電所更新・移設計画（火力発電所の変更・出力 54.1 万 kw (25.0 万 kw を新設)・準備書手続中）
- 東京電力五井火力発電所更新計画（火力発電所の更新・出力 213 万 kw (既設 188.6 万 kw を更新)・方法書終了）

イ. 条例対象事業

- 船橋市北部清掃工場建替事業（廃棄物焼却等施設の新設・処理能力 432t／日・評価書終了）

（2）その他開発行為に伴う事前審査実施状況

22 年度は千葉県宅地開発事業指導要綱に基づき事前審査が行われた事業はありませんでした。

（3）計画段階環境影響評価制度の運用

20 年 4 月から、「千葉県計画段階環境影響評価実施要綱」に基づく計画段階環境影響評価制度を導入しています。

この制度は、県が実施する大規模な事業について、事業計画の策定段階において環境影響評価を行うものです。複数案の比較評価を行い、環境保全のあり方を検討することにより、計画がより環境に配慮したものになります。

また、市町村、民間事業者等が策定するものについては、申出により、この制度による手続きを行うことができます。

22 年度は、対象となる事業計画はありませんでした。

第3節 環境情報の提供と調査研究体制の充実

1. 現況と課題

(1) 環境情報の提供

県民や事業者などの環境問題への理解を深め、環境に配慮した自主的行動を促進していくためには、多様な情報が整理され、わかりやすく提供されることが重要です。

また、環境問題への关心が高まる中で、県民や事業者等から、廃棄物やエネルギー、化学物質など様々な環境情報の提供を求められるようになっており、正確な情報が迅速に提供されなければなりません。

県では、県のホームページや広報紙等への掲載をはじめ、環境白書の発行やパンフレット等の作成・配布などにより、様々な環境情報の提供を行っています。

しかしながら、環境については、対象となる分野が広く、多くの行政機関により施策・事業、多様な主体による取組が行われているため、情報が点在してしまいわかりづらい状況があります。

このため、環境に関する情報を体系的に収集・整備し、正確な情報を迅速に、また対象者に応じて具体的にわかりやすく提供していくことが必要です。

(2) 調査研究体制

環境をめぐる様々な課題に適切に対応していくためには、環境の現況を的確に把握する監視・観測、環境汚染の現象とメカニズムの解明、科学的な知見に基づく将来予測、調査技術の開発等、幅広い分野における調査研究が重要です。

千葉県では「環境研究センター」を中心に、時代の要請に応えながら、大気汚染の実態把握とメカニズムの解明、航空機騒音常時監視システム開発への参画、環境放射能の監視、水質汚濁メカニズムの解明、地層の液状化一流動化と地質との関係解明、地質汚染機構解明の調査手法の確立、溶融スラグの資源化や廃棄物の適正処理技術、ダイオキシン類などの化学物質の環境影響、環境学習の推進に関する調査研究などに取り組んできま

した。

また博物館等による調査研究や情報の蓄積は、県の自然環境の理解や野生動物の保護などに大きく役立てられています。

今後は、地球温暖化や生物多様性に関する新たな課題に取り組むとともに、近年の複雑多様化した環境問題に適切に対応するために、大学を始めとした外部研究機関や県の他の試験研究機関との連携強化など、調査研究体制の整備・充実が求められています。

また、環境問題に対する県民や事業者等の主体的な取組を支援するため、専門性を有する研究機関のちからを活用して、公開講座の開催や研修会等への講師派遣を行うなど、県民へ情報提供を積極的に行っていくことも重要です。

2. 県の施策展開

(1) 環境情報の提供

ア インターネットによる情報提供

県では大気環境や水質環境等の直近及び過去の環境測定結果、環境関連法の手引きや環境関連条例等、その他大気、自動車公害、水質、廃棄物、自然保護・生物多様性、地球環境、環境学習、化学物質等の関係情報をホームページで提供しています。

○ 千葉県ホームページ：www.pref.chiba.lg.jp

⇒【環境・県土づくり】⇒【環境】

イ 環境白書

本県の環境の状況や環境保全に関する施策の実施状況を県民に公表するため、昭和46年以降毎年、千葉県環境白書を刊行しています。

白書については、学校・図書館等に配布するほか、県文書館で有償頒布を行っています。

またホームページでも提供しています。

ウ 文書館環境コーナー

県文書館に環境コーナーを設け、環境関係の資料、図書が閲覧できるようにしています。

また一部資料については文書館で有償頒布も行っています。

エ その他

適宜、事業や制度等について解説したパンフレットを作成し、配布しています。

(2) 行政課題に的確に対応する調査研究体制の構築

ア 環境研究センターにおける調査研究の推進 (ア) 環境研究センターの各研究室・課における調査研究の概要

環境研究センター各研究室・課の概要と 22 年度の主な研究等の概要是次のとおりです。

22 年度の詳しい研究成果は「千葉県環境研究センタ一年報」で報告しています。

a 大気騒音振動研究室

大気騒音振動研究室では、大気汚染、騒音、振動、悪臭、環境放射能に関する調査研究を行っています。

図表 6-3-1 22 年度研究概要(大気騒音振動研究室)

課題名	研究等の概要
大気汚染の解析及び汚染物質の移流・拡散	PM2.5 (粒径が $2.5 \mu\text{m}$ 以下の粒子) 及び光化学オキシダントによる大気汚染について、汚染実態の解明及び発生源寄与の評価を目的として国立環境研究所及び他の地方環境研究所と連携し、調査研究を行う。
ガス状汚染物質調査	13 年度にセンターが開発した連続測定機による揮発性有機化合物 (VOC) の環境濃度の測定に加え、含酸素有機化合物 (oVOC) の連続測定を開始した。これらのデータを基に、光化学オキシダントの原因物質である VOC のコンビネート周辺における分布量の推計を行うとともに、その低減効果について検討した。
浮遊粒子状物質共同調査	20 年度から、PM2.5 を対象として 1 都 9 県 6 市による関東粒子状物質共同調査を開始した。調査は夏期に実施し、PM2.5 中の金属元素、イオン成分 (8 種類) 及び多環芳香族炭化水素 (3 種類) 、ガス状成分中のイオン成分 (8 種類) を分析する。
立入検査等	「大気汚染防止法」、「ダイオキシン類対策特別措置法」等に基づき、工場・事業場等固定発生源から排出されるばいじん、有害物質及び揮発性有機化合物等並びに建築物の解体現場におけるアスベストの排出実態等についても調査研究を実施した。 ①「大気汚染防止法」に基づくばい煙発生施設：3 事業所 (3 施設) ②「ダイオキシン類対策特別措置法」等に基づくダイオキシン類特定施設：3 事業所 ③揮発性有機化合物：2 事業所 (5 施設)

微小粒子影響調査	くダイオキシン類特定施設：3 事業所 ③揮発性有機化合物：2 事業所 (5 施設)
自動車交通流調査	健康影響の懸念される微小粒子については、「PM2.5」を対象に野田地域の一般環境及び道路沿道地域での測定を継続するとともに、より微小な「ナノ粒子 (粒子径が 50nm 以下の粒子)」の道路沿道地域における実態を把握するため、同じく野田地域で調査を行った。
環境放射能調査	自動車から排出される CO ₂ の低減を図るため、実走行試験により走行状態と燃料消費の関係を把握し、燃料消費の少ない運転条件について解析を行った。平成 22 年度は、一般道路を対象とした調査を実施した。
航空機騒音の評価法に関する調査研究	実態を把握・監視するため、文部科学省が実施する環境放射能水準調査に参加し、本県における食品、土壤、水道水、雨水等日常生活に關係のある各種環境試料中の放射能等を継続測定した。また、東京電力福島第一原子力発電所の事故を受けたモニタリング強化に伴う測定を開始した。
振動の建屋内増幅に関する調査研究	「航空機騒音測定・評価マニュアル」に基づく実測データを解析するとともに、新環境基準の測定方法に関する中間まとめを行った。

b 廃棄物・化学物質研究室

廃棄物・化学物質研究室では、廃棄物の減量化・再資源化や適正処理技術に関する調査研究とダイオキシン類などの化学物質に関する調査研究を担当し、環境汚染及び発生源の実態、汚染機構、分析法の改善・開発等の調査研究を行っています。

図表 6-3-2 22 年度研究概要

(廃棄物・化学物質研究室)

課題名	研究等の概要
廃棄物の減量化・再資源化に関する調査研究	燃えがら等の廃棄物にセメント及び薬剤を加えて固化したリサイクル品の長期的な環境安全性を確認するために、各種試験法を実施した。
廃棄物の適正処理	廃棄物層を非破壊探査する手法(電気探査及び電磁探査)の有効性を検討するため、最終処分

技術に関する調査研究	場においてボーリングを実施し、廃棄物層の状態と物性を調査した。また、処分場に設置してある観測井において、浸出水の挙動及びその水質変化を追跡した。
ダイオキシン類大気環境等調査	環境基準の定められているダイオキシン類について大気環境中の濃度を県内6地点で夏季と冬季に調査した。
ダイオキシン類立入検査	ダイオキシン類対策特別措置法に定められた特定施設を有する工場・事業場に対する立入検査において、試料採取・分析を実施し、排出基準遵守状況を確認した。
その他の化学物質調査	液体クロマトグラフ/質量分析計を用いた化学物質の分析法の開発に取り組むとともに、県内公共用水域の化学物質環境実態調査を行った。そのほかに、化学物質の環境モニタリング手法の一つとして、イムノアッセイ法、DNAマイクロアレイ法等の生物学的手法を用いた方法についての検討や有機フッ素化合物の実態調査等を実施した。

c 水質環境研究室

水質環境研究室では、公共用水域（河川・湖沼・海域）についての調査研究、および事業場排水、生活排水等の処理技術とその対策について調査研究を行っています。

図表 6-3-3 22年度研究概要(水質環境研究室)

課題名	研究等の概要
湖沼に関する研究	プランクトンの同定・計数を迅速、効率よく行える汎用性のある画像解析処理システムの開発を行った。精度の高い汚濁負荷原単位値について検討し、水質予測計算等から効果的な対策について考察した。また、印旛沼・手賀沼との流域に関する情報を必要に応じて誰でも活用できるように、整理・解析を行った。さらに、印旛沼流域水循環健全化会議に専門家委員として参画し、各種みためし行動において調査の実施やワーキンググループにおける助言等を行った。
河川に関する研究	河川を水質（特にBOD）のみでなく「水環境」という総合的な視点から評価するため、初心者にも容易に判断でき、現場での煩雑な操作や予備知識を必要としない「千葉県版」の水環境の指標を作成し、ホームページ等で公開した。市民から提供された調査結果を解析した。
海域（東京湾）に関する研究	東京湾のプランクトンのデータ解析を行い、その長期変動と水質についてとりまとめた。赤潮・青潮の発生状況に関する調査を行った。また、海洋プランクトンの同定・計数を迅速、効率よく行うために、画像解析法を用いた海洋ブ

小規模事業場の排出負荷削減に関する調査研究	ランクトンの計測技術の構築を行なった。
事業場排水処理技術とその対策	中華料理店・ラーメン店等の飲食店における浄化槽の実態調査のとりまとめを行った。コンビニエンスストアに油水分離のための阻集器を設置することによる排水の油分除去効果に関する予備調査を行った。
事業場排水の調査・指導	水産食料品製造業、豆腐製造業の活性汚泥を使用し、凝集剤を活性汚泥中に添加する実験を行った。その結果、凝集剤を汚泥に添加することによりリンの溶出が抑制できた。
生活排水対策に関する調査	水産食料品製造事業所、豆腐製造業、弁当製造業において、処理施設、水質等を調査し、必要な指導を行った。

d 地質環境研究室

地質環境研究室では、県土の地質環境の特性を把握し、地盤沈下や地下水汚染、液状化一流動化などの地質災害を予防するため、持続的に地下水や天然ガスなどの地下流体資源や大地を利用していくための地下水盆地管理、地質汚染の除去、地震などの地質災害の低減、地質環境情報整理などについて調査研究を行っています。

施
基
盤
的

図表 6-3-4 22年度研究概要(地質環境研究室)

課題名	研究等の概要
地下水盆地管理に関する調査・研究	地盤沈下・地下水位観測井戸や水準点など地質環境モニタリングシステムによる観測記録をデータベース化し、これらを地下水位・地層収縮成果表及び地下水位図を作成した。また、一部の観測所においてテレメータ化の実験を継続したほか、自噴井の地下水圧の連続観測や、雨水から地下水への涵養状況を明らかにするため、下総台地の雨量・浸透量・地下水水位の観測も継続した。一方、近年九十九里平野中部でも見られるようになった上ガスについて、その分布を東金市東部、大網白里町南部において調査し、広範囲に見られることが明らかになった。また、九十九里平野北部における近年の沈下傾向を調べ、2100年時点の沈下予測を行った。
地層の液状化一流動化に関する研究	昭和62年の千葉県東方沖地震の際に液状化一流動化した千葉市美浜区の稻毛海浜公園において、高密度の簡易貫入試験とボーリングにより被害地の地質環境の把握を行い、液状化一流動化被害との関係が明らかになった。また、東日本大震災による液状化の被害について、現地

地震と地質環境に関する研究	を踏査し、取りまとめた。
地質汚染に関する調査研究	地質汚染地域において地質構成や水文地質構造などを調査し、原因究明及び浄化対策に係る研究を行った。
関係市町村に対する技術的指導	関係市町村に対し有機塩素系溶剤等による地質汚染の機構解明と原因調査及び汚染除去対策の技術的指導を行った。硝酸性窒素による地下水汚染では、海匝地区での水質保全課実施調査や山武市の地下水の硝酸性窒素濃度調査に協力し、地下水の流出機構を調査した。
残土石処分場等における地質調査・技術支援	埋立・盛土の予定地の現地調査等の技術的援助を行い、これらのデータの蓄積により適正立地のためのモニタリング手法や跡地利用についての検討を行った。22年度は、埋立等に係る技術指導を行うとともに、香取市本矢作での六価クロム地質汚染の改良現場の地下水質監視と地下水流动調査を継続した。また、養老川中流域の旧廃棄物埋立地から汚染地下水が流出している現場で、流出機構の解明調査と浄化対策の技術支援を行った。
地質環境情報整理事業	県内の地質環境情報資料を統一的に整理し、地層の液状化、地質汚染、地盤沈下問題に即応できるようするとともに、環境災害、資源行政への地質情報サービスを行った。22年度末までに約35,000本の地質柱状図を収集・蓄積した。15年1月から、広く県民が利用できるよう、インターネットによる公開のデータを提供している。

e 企画情報室

企画情報室では、環境保全・環境学習・啓発に関する調査研究に取り組んでいます。

図表 6-3-5 22年度研究概要(企画情報室)

課題名	研究等の概要
市町村単位でCO ₂ 排出量を把握するシステムの開発	資源エネルギー庁「総合エネルギー統計」及び「都道府県別エネルギー統計」をもとに、市町村単位でCO ₂ 排出量を把握する方法を作成した。作成した推定方法に基づき県内市町村の排出量を算出したところ、県内市町村では、千葉市、市原市、君津市が群を抜いて多く、次いで市川市、船橋市、袖ヶ浦市が続いた。いずれの

環境学習コーディネーター推進のシステム研究	市も製造業の割合が高く、市原、君津では90%を越えた。この作成した方法をエクセルプログラムについては、環境研究センターHPに掲載した。
県有施設におけるCO ₂ 排出及び削減データの解析	平成21年度協働事業で提案された環境学習コーディネーター育成講座のプログラム案を具体化し、実証研究として講座を開催した。評価方法のあり方も含めて検討し、そのプログラムを改善した。

(イ) プロジェクト研究・共同研究等の取組

環境研究センターでは、計画的に調査研究を進めるため、5年ごとに研究活動計画を策定しており、現在は第2期研究活動計画（20年度～24年度）に従い調査研究等を進めています。この計画の中で、各研究室が協力して取り組むプロジェクト研究として「地球温暖化対策プロジェクト」を設定しています。

さらに、国立環境研究所等の国の機関、他自治体との共同調査・研究、また千葉大学、東京大学及び千葉工業大学等の学術機関との共同研究も行っています。

(ウ) 外部課題評価制度等による効果的な調査研究の実施

14年度に、環境研究センターにおける調査研究活動を充実発展させ円滑に進めるため、調査研究業務の運営と調査研究課題の内部評価を行うことを目的とした「評価運営会議」を設置し、制度化しました。

また、「千葉県試験研究機関の試験研究評価に関する指針」(15年7月施行)に基づく、外部専門家等による試験研究機関全般の評価(機関評価)及び研究課題の評価(課題評価)結果を受け、研究手法等の変更や研究機関としての運営改善等に反映するよう努めています。なお、22年度は8月に課題評価を受けています。

イ 生物多様性センターの設置

県では、20年4月1日に地方自治体としては初めて生物多様性センターを設置しました。

生物多様性センターでは、生物多様性に関する情報の収集・管理・提供、調査研究、政策提言、教育普及や現場指導の実践を行っています。

(P43「多様な主体の連携と協働による生物多様性保全に向けた基盤づくり」及び「生物多様性に関する具体的取組の推進」参照)。

(3) 研究機関等の情報の提供

ア 環境研究センターからの情報発信

環境研究センターでは、研究に関する情報を環境研究センターニュース、ホームページ上で発信しています。

また、環境学習に関する情報は、啓発冊子(センターニュース、「目で見る東京湾の水環境」等)の発行、県民向けの公開講座や講師等の派遣、ホームページへの情報掲載等を通じて発信を行っています(P186「拠点の連携と場の活用」参照)。

イ 生物多様性センターからの情報発信

生物多様性センターでは、「生物多様性ちばニュースレター」やホームページにより生物多様性に関する情報を発信するとともに、生物多様性地理情報システムの構築に向けてデータの整備を進めているところです(P43「多様な主体の連携と協働による生物多様性保全に向けた基盤づくり」及び「生物多様性に関する具体的取組の推進」参照)。

ウ 手賀沼親水広場における環境保全啓発活動

手賀沼親水広場は、県民が手賀沼と親しむ憩いの場として、また水と人との関わりを学びながら手賀沼の浄化について考える拠点として一般県民や地域活動に提供しています。

22年度の利用者数は15万8,837人であり、3年度開設以来の累計利用者数は290万2,842人を数えています。

22年度は、水や自然環境についての環境学習の場として、年間を通して、小中学生を対象とした「手賀沼水辺探検隊」をはじめ、夏には

親子を対象に「手賀沼親子船上学習会」を開催しました。

また、手賀沼の水質保全及び環境問題に広く関心をもってもらうために、地元環境ボランティア等の協力を得て、年間9回、船上見学会等を内容とした「手賀沼ウォッチング」を実施し、沼の浄化に協力を求めるとともに豊かな自然、歴史、文化等を紹介しました。

図表 6-3-7 手賀沼親水広場「水の館」の累計利用者数(地域別内訳)(22年度末現在)

地域の市	その他の県内	県外	計
1,944,062人	454,131人	504,649人	2,902,842人

(注)地域の市=松戸市・柏市・流山市・我孫子市・鎌ヶ谷市・印西市・白井市